

松山市公営企業局技能資格者（1級配管工）の継続登録方法

令和6年3月31日で有効期限が切れる資格者様に継続登録の申請方法のご案内です。

申請を希望する方は、下記の内容をご確認のうえ申請を行ってください。

有効期限内に申請を行わなかった場合は、継続登録ができなくなりますのでご注意ください。

新しい技能資格者証（新証）の交付は、「窓口での手渡し」又は「郵送」にて対応いたします。なお、郵送に係る費用は申請者様の負担となります。

また、今回の申請から、現在お持ちの資格者証の添付は必要なくなりました。企業局が発注する配水管等の工事に従事するときは、常に技能資格者証を携帯してください。

記

1 登録手数料の支払い

企業局から郵送された支払用紙で、登録手数料 3,500 円を、裏面の取扱金融機関で納めてください。なお、支払用紙（納付書兼領収証書及び領収済通知書）の記載事項は修正しないでください。

2 申請に必要な書類

① 申請書【技能資格者継続登録申請書（第4号様式）】

・必要事項を記載して提出してください。なお印鑑は不要です。

・企業局から郵送された申請書又は松山市ホームページからダウンロードした申請書を使用してください。

※申請書のダウンロード場所は、

「松山市ホームページ」→「くらしの情報」→「申請等各種手続き」→「市政」→「入札・契約・資格」→「公営企業局」→「技能資格者関係書類」です。

② 支払用紙（納付書兼領収証書）のコピー

※取扱金融機関の領収印が押されたものです。

③ 申請者様のカラー写真1枚

・裏面に資格者様の氏名、登録 No.を記入してください。

※6か月以内に撮影したものです。

※無帽、無背景で正面から上半身を撮影したもので、大きさは縦 3.0cm×横 2.5cm 版です。

※ポラロイド写真、不鮮明な写真やカラーコピーは不可です。

★郵送による新証の交付を希望する場合は以下の④、⑤も必要です。なお、郵送での申請及び交付は、配達記録が残る簡易書留をお奨めします。

④ 返信用封筒

・郵送先住所は、お持ちの技能資格者証記載の住所としてください。

・定形封筒に 84 円切手を貼付してください。（簡易書留の場合は+320 円の切手も必要です。）

※現在お住いの住所とお持ちの技能資格者証記載の住所が異なる場合は、「6. お問い合わせ先」までご連絡ください。

※現在お住いの住所と郵送先住所が異なる場合は、郵送できない場合があります。

⑤ 現在お住いの住所が確認できる書類

※現在お持ちの技能資格者証や運転免許証や官公庁が発行した資格者証（顔写真付き）等で現在お住いの住所が記載されたもののコピーです。裏面に住所が記載されている場合は、裏面のコピーも必要です。

3 申請

申請期間 令和6年1月31日（水）～令和6年3月1日（金）（必着）

申請方法 申請書に必要な書類を添えて提出又は郵送してください。

提出・郵送先 〒790-8590 松山市二番町4丁目4-6

松山市公営企業局 管理部 契約管理課（企業局庁舎1階）

受付時間 午前8時30分から午後5時（土・日曜日、祝日を除く。）※裏面があります。

4 新証の交付

交付期間 令和6年3月15日(金)～令和6年3月29日(金)

※交付期間開始のご連絡はいたしません。

① 窓口での手渡し

- ・代理の方が受取りに来られる場合

現在お持ちの技能資格者証と交換で新証を交付します。

- ・本人が受取りに来られる場合

現在お持ちの技能資格者証と交換又は運転免許証や官公庁が発行した資格者証(顔写真付き)で本人確認を行い、新証を交付します。

交付場所 申請時と同じ

受付時間 申請時と同じ

② 郵送

交付期間中に、返信用封筒にて封筒記載の住所に新証を郵送します。

5 その他

前回の継続登録以降、住所等の変更があった場合は異動の手続きが必要です。また技能資格者証を紛失・汚損された場合は再交付の手続きが必要です。下記のお問合せ先までご連絡ください。

6 お問合せ先

松山市公営企業局 管理部 契約管理課 契約担当 (Tel.089-998-9826)

7 取扱金融機関

金融機関名称	取扱店
愛媛銀行	日本国内の本店、支店及び出張所
伊予銀行	〃
みずほ銀行	〃
広島銀行	愛媛県内の支店及び出張所
山口銀行	〃
阿波銀行	〃
百十四銀行	〃
四国銀行	〃
徳島大正銀行	〃
香川銀行	〃
高知銀行	〃
四国労働金庫	〃
愛媛信用金庫	愛媛県内の本店、支店及び出張所
松山市農業協同組合	愛媛県内の本所、支所及び出張所
えひめ中央農業協同組合	〃
愛媛県信用農業協同組合連合会	〃
愛媛県信用漁業協同組合連合会	〃